3板福サ105号

令和3年4月6日

各施設・事業所管理者　様

板橋区福祉部障がいサービス課長

河野 雅彦

（公印省略）

令和３年度以降の就労系福祉サービスの在宅利用に関する

板橋区での取扱いについて

平素より、板橋区の障がい福祉行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和２年度中の就労系福祉サービスの在宅利用の板橋区での取扱いについては、これまで「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労系福祉サービスの在宅利用の板橋区での取扱いについて」（令和２年７月３日付２板福サ３２４号）（以下「令和２年度板橋通知」といいます。）においてお示ししているところです。この内容について、令和３年度障害福祉サービス等報酬改定を受け、下記のとおり、令和３年４月以降の取扱いをお示しいたしますので、ご対応をお願いいたします。

記

１　令和３年度以降における在宅利用の取扱いについて

在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和２年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和３年度以降は常時の取扱いとします。詳しくは令和３年度障害福祉サービス等報酬改定による見直し後の要件をご確認ください。

ただし、以下の①から④については令和２年度と同様に**板橋区独自の取扱い**になりますので、板橋区からの支給決定を受けている利用者については、こちらに基づいた対応をお願いいたします。

①事業所職員の訪問又は利用者の通所により評価等を１週間につき１回は行う

電話・ＰＣ等の利用は想定していません。健康状態や生活状況の確認等の必要性を鑑み、対面での評価をお願いしています。

②事前に個別支援計画、「在宅利用でのサービス提供実施に係るチェックリスト」（別

紙参照）を管轄の福祉事務所障がい者支援係へ提出する

　　③在宅利用を行ったサービス提供日については、実績記録票の備考欄に、新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅利用である旨を記載する

④板橋区から求めがあった場合には、計画相談支援事業所によるモニタリングや医

師への本人状況確認等を行う

２　適用期間

　　令和３年４月１日から本通知の取扱いを適用します。

３　板橋区への事前連絡

板橋区では従前より、在宅利用を実施する事業所からの電話等による事前連絡を以て、在宅利用の認可を行っています。

令和２年度に在宅利用の認可を受けたことのある事業所についても、令和３年度に在宅利用を継続する場合は、**改めて板橋区への事前連絡**をお願いいたします。

ただし、令和３年４月１日から３０日までの期間に在宅支援を行った場合は、事前・事後を問わず、令和３年４月中に連絡をいただければ、事前連絡をいただいた場合と同様に受け付けを行います。

事前連絡が必要となる部署は２か所ありますので、必ず双方への連絡をお願いいたします。連絡をいただく順番は問いません。

　①障がいサービス課認定給付係

事業所全体に関わる要件・状況等についてお伺いします。

電話番号：０３－３５７９－２３９２

　②福祉事務所障がい者支援係

利用対象者に関わる状況・書類等についてお伺いします。

利用対象者の住所によって担当福祉事務所が分かれています。

利用対象者が複数存在し、担当福祉事務所も複数にまたがる場合はそれぞれの担当福祉事務所にご連絡ください。

　　　　板橋福祉事務所：０３－３５７９－２４６０

　　　　赤塚福祉事務所：０３－３９３８－５１１８

　　　　志村福祉事務所：０３－３９６８－２３３７（２３３９）

≪お問合せ先≫

板橋区福祉部障がいサービス課認定給付係

℡０３－３５７９－２３９２

担当：川原